

平成30年度入園に向けた利用調整方法の見直しについて

子ども・子育て会議資料
平成29年 6月 9日
就園管理課

現行の調整方法 (希望園優先方式)

◆政令市で3市(浜松市、熊本市、岡山市)のみ◆

希望園ごとに第1希望者のリストを作成し、点数の高い人から調整する。
第1希望者の調整の後、受け入れ枠が埋まっていない場合に第2希望以降の調整を行う。
同点の場合は抽選を実施している。

【問題点】

● 園ごとに利用調整をしていくため、第1希望で入れなかった場合、第2、第3希望園も既に第1希望者で埋まることが多く、実質的に第3希望までの入園調整はできず、その結果、優先度が高い(点数が高い)にも関わらず利用できない状況となっている。

未入園児: 1,495人
平成29年度4月入園時点

30点以上: 10人
22点~29点: 79人
21点: 272人
20点: 340人
19点以下: 794人

国の考え方

国通知(平成27年2月3日付、府政共生第98号、雇児発

0203第3号)

「施設・事業所ごとに当該申請者の指数と利用希望順位を踏まえ、施設・事業所ごとに申請者の指数の高い方から順に利用をあっせんすることとし、高い指数の順番からあっせんした上で、同じ指数であれば、利用希望順位を踏まえて利用をあっせんすることとする。」

新しい調整方法 (点数優先方式)

希望する園すべてで、希望者の点数を高い順に並べ、点数の高い人から調整する。併せて、同点時の基準(優先順位)を新たに導入する。
⇒優先度の高い人が入園できる。

調整方法が複雑になるため、
システムの導入が必要不可欠となる。

解決する
ためには

保育の優先度が高い(点数
が高い)人が入園できてい
ない。

点数優先方式の導入にあたって(案)

保育利用調整点の見直し

見直しが必要なものについて、アンケート調査の結果も踏まえ検討を行う。

【検討項目(案)】

- 保育士加点(L・5点)について、保育士不足による保育士確保(待機児童対策)の観点から、8点に変更する。
- 育休復帰予定での申込者が、入園出来ずやむを得ず就労する場合、育休復帰加点(F・10点又は1点)が同一年度しか適用されないため、入園が決定するまでは、育休復帰加点を継続する。
- 継続児童への加点(K・5点)は廃止する。

同点時の基準表の作成

点数優先方式では、同点者間での優先順位を決める必要があることから、新たに「同点時の基準表」を作成する。(現行は同点時の場合は抽選を行っている。)

【同点時の基準表(案)】

- ①希望順位が高い
- ②基礎点数が高い世帯
- ③保育士資格者が市内の保育施設等に就労(予定)の場合
- ④園と同じ中学校区に居住
- ⑤所得が低い世帯

希望園の数

現行通り、第3希望までとする。

例月利用調整

毎月の利用調整の締切日は、現在、入園希望月の前月15日であるが、点数優先方式では、日程を5日前後早める必要がある。

市民への情報提供

平成29年度と同様、平成30年4月入園の園別年齢別受入見込み児童数を市ホームページに掲載するとともに、新たに、例月の保育利用の受入状況を市ホームページへ掲載するなど、市民への情報提供を拡充する。

今後の予定

平成29年

7月～ システム改修着手

10月～市民へのお知らせ

(市民のひろばおかやま)

11月～保育利用ガイド配布

平成30年度入園申込受付開始

平成30年

1月～点数優先方式での利用調整開始

○平成30年度 保育利用調整基準点数表 変更（案）

(1) 「保育の必要性」の事由の区分による基準点数表

区分	類型	保護者の状況 細 目		基準 指数	
1	居宅外 労働	外 勤 居宅外 自 営	月140時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月120時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月100時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月80時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月48時間以上の勤務を常態としている場合	4	
	居宅内 労働	居宅内 自 営 農 業	月140時間以上の就労を常態としている場合	9	
			月120時間以上の就労を常態としている場合	8	
			月100時間以上の就労を常態としている場合	5	
			月80時間以上の就労を常態としている場合	4	
			月48時間以上の就労を常態としている場合	3	
		内 職	月120時間以上の就労を常態としている場合	5	
		月60時間以上の就労を常態としている場合	3		
		月48時間以上の就労を常態としている場合	2		
2	妊娠・出産	出産予定日の前6週（多胎の場合前14週）から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合		8	
3	疾 病 負 傷 障 害	疾 病 負 傷	1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時臥床の場合	10	
			居宅内療養 (1か月以上)	安静を要すると診断された場合又は、日常生活に支障があり、家庭での保育が困難な場合	8
				週3日程度の通院加療等が必要な場合	4
		障 害	「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合	10	
			「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合	6	
		「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3		
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合		区分1を 準用	
5	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		10	
6	求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合		1	
7	就学等	就学	就学のため、保育することができない場合	区分1を 準用	
		職業訓練	職業訓練を受けるため、保育することができない場合	区分1を 準用	
8	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合		10	
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合		5	
9	育児休業中	育児休業期間中に保育施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合 ※		10	
10	その他	育児休業復帰予定	育休復帰予定月の前月から3か月以内である場合	区分1を 準用	
		採用（起業、就学）予定	採用（起業、就学）予定月の前月から3か月以内である場合	区分1から1点減じたものを準用	
		別居の親族等の介護又は看護	別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合で、区分4と同等であると認められる場合	区分1を 準用	
		不存在	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10	
			育児休業取得前に既に保育施設等を利用しており、次年度に小学校への就学を控えている年度中に職場復帰する場合	復帰時の状況により区分1を準用	
			前各号に掲げるもののほか、市長が特別に認める場合		

(2) 「優先利用」の区分による調整点数表

区分	類型	状況	点数	平成30年度 変更(案)	
A	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	3	↓	
B	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1		
C	失業	生計中心者が利用希望日の前1年以内に離職しており、就労の必要性が高い場合	2		
D	社会的養護	児童虐待又はそのおそれのある場合	10		
		DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3		
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1		
E	障害	障害児保育拠点園の利用を希望する3歳以上児について、保育観察を受けた結果、障害児保育拠点園の利用がより適切であると判断された場合	5		
		保育施設等の利用を希望する児童が障害を有する場合	1		
F	育児休業明け	保護者が育児休業(産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む)から復帰するため、児童が同じ保育施設等を再び利用することを希望する場合 ※	10		← 入園決定までは年度を超えて継続
		上記以外の場合(産前産後休暇後すぐに復帰する場合を含む)	1		
G	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育施設等の利用を希望する場合	1		
H	地域型保育事業 利用終了児	連携施設がない地域型保育事業を利用しており、年齢到達により認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	5		
		連携施設がある地域型保育事業を利用しており、年齢到達により連携施設以外の認可保育園又は認定こども園の利用を希望する場合	2		
I	乳児園卒園児	乳児保育園に以前在籍しており、年齢到達により退園となった児童が再び同じ園を希望する場合	5		
J	同居の祖父母	65歳未満の同居祖父母で基礎点数表の区分1~5、7~10に該当しない場合	各-3		
K	継続児童	利用調整の対象児童のうち、現在利用している保育施設等を継続して希望する場合	5	← 廃止	
L	保育士等	保育士資格を持つ保護者が、保育に従事するために市内の保育施設等に就労中又は就労(復職)予定の場合	5	← 8点に変更	

(3) 同点時の優先基準(平成30年度新設予定)

- ① 希望順位が高い
- ② 基礎点数が高い世帯
- ③ 保育士資格者が市内の保育施設等に就労(予定)の場合
- ④ 園と同じ中学校区に居住
- ⑤ 所得が低い世帯

※現状における同点時の抽選は廃止し、同点時においては①から⑤の順で優先順位付けを行う。